広報にいつ
発行所　新津市役所　電話代表550番
発行人　笹田繁雄
印刷所　東岸館印刷所
毎月一回　発行

総選挙　投票は22日

正しい選挙・明るい政治

当日は休日扱い
一般職場に協力をお願い

予告解散による今回の衆議院長総選挙は五月二一日公示以来、二区では九名の候補者が四つの椅子をめざして激しい選挙戦を、特に村にくりひろげております。

今回の総選挙は、政党対立下の初の総選挙であり、しかも両党が円満な話しあいにより信を国民に問うことしたいうまでもなく国会は国権の最高機関であり唯一の立法機関であるから、選挙を通じて国民が表明する一票は今後の国の政治を決めることになる重要な意義をもつのであります。従ってこの参政への権利は、国民に平和と繁栄をもたらすために熟慮を重ねて行使されなければならないわけです。

五月二十二日は大切な日であります。

市選管では、一般の世論に応えて、今回の総選挙を即日とすることを決定しました。開票場は第一小学校体育館午後八時頃から開票、結果の判明は大体二十三日の午前一時から二時頃になるものと予想されます。なお、国民審査の開票方法が複雑になっていますので若干おそくなるかも知ませんが、開票管理者は、選挙管理委員長の石崎石衛氏、代理者に委員の砂原俊一氏が選任されています。

即日開票
会場は第一小体育館
結果判明は午前二時頃

ある場合○は、それぞれの上欄の×を消す欄に×印を書いて投票箱に入れます。

人やめさせたい場合○は、何も記載しないで、そのまま投票箱に入れればよいのです。

とにかく、この国民審査については、十分研究されて、清い一票を行使されるよう望んでいます。

○を記載	×を記載	裁判官の名
○	○	○○○○
○	○	○○○○
○	○	○○○○
○	○	○○○○
○	○	○○○○

最高裁判官の国民審査も
やめさせたい場合は×を

今回行われる衆議院議員総選挙の際同時に最高裁判所裁判官の国民審査が行われることになっています。

この国民審査は、憲法第七十九条に「最高裁判所は、その長たる裁判官と法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣これを任命する」「最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする」「前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は罷免される」と規定されており、「最高裁判所の裁判官は、法律の定めるところにより、その報酬を定める」と規定されています。

この国民審査は、「憲法の問題を含む重要な事件について、国民の意思を直接に反映させるとともに、裁判官の任免に関する国民の意思を表明させ、その裁判官の適格性を審査する」ことを目的とするものであります。

無意味だとかわからない、と批判をききますが、最高裁判所はやはり憲法第八十一条によって「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかどうかを決定する権限を有する終審裁判所である」と規定されているのですから、国民の一人として重大な関心を持たなければならないわけです。

ところで、国民審査の方法はどのような方法で行われるかといいますと、投票用紙を賛って投票箱に入れてしまうのです。

人やめさせたい裁判官の

○印

○印

**○印